

川内原子力発電所及び玄海原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請について
「組織改正に伴う変更」

2023年2月21日
九州電力株式会社

1. 川内原子力発電所及び玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
 - (1) 組織改正の概要について
 - (2) 組織改正に伴う原子炉施設保安規定の変更内容について
2. 審査スケジュールについて

(1) 組織改正の概要について (1/3)

組織改正の目的

○ 原子力総括部門の廃止

- ・2012年7月、当社の信頼回復に向けた取組みの一つとして、原子力部門の一層透明性向上を図るため、原子力発電本部と火力発電本部を統合した「発電本部」を設置し、火力部門等からの積極的な人材受け入れ、及び業務運営に他本部の視点を取り入れる等の取組みを行うとともに、本部全体のコンプライアンス活動を推進する「発電総括部門」を設置し、意識の改善を図ってきた。
- ・2017年4月の事業本部制導入に伴う原子力部門と火力部門との分離の際、本部全体のコンプライアンス活動を推進するため、「発電総括部門」を引き継ぐ形で、原子力発電本部内に「原子力総括部門」を設置し、継続的に透明性の向上、意識の改善を図ってきた。
- ・2020年3月には、社外有識者で構成する「原子力の業務運営に係る点検・助言委員会」より、原子力に係る取組みは、委員からの提言を反映しながら改善され、透明性が向上した旨が報告された。

【主な原子力に係る取組み内容】

- 火力部門等からの積極的な人材受け入れ
- 社長直轄組織として「原子力監査室」を設置
- 「原子力リスクコミュニケーション会議」を設置し、経営層(社外取締役含む)による原子力リスク情報の共有化

これまでの組織整備や業務運営により原子力に係る取組みの透明性は向上してきたこと、及びこれからも他部門の多様な視点の取り入れを継続していくことを前提に「原子力総括部門」を廃止することとし、原子力総括部門が実施していたコンプライアンス関連業務については、原子力管理部門に移管する。

○ 原子燃料部門の原子力発電本部への統合

- ・現状、原子力燃料部門は、原子力発電本部とは別組織で、主に原子燃料調達関係等の業務を所掌している。
- ・今回の組織改正では、原子力発電本部長のガバナンスの下、社内意思決定を一本化・迅速化し、更なる連携強化により原子燃料サイクル関連課題に対応する体制を構築する。

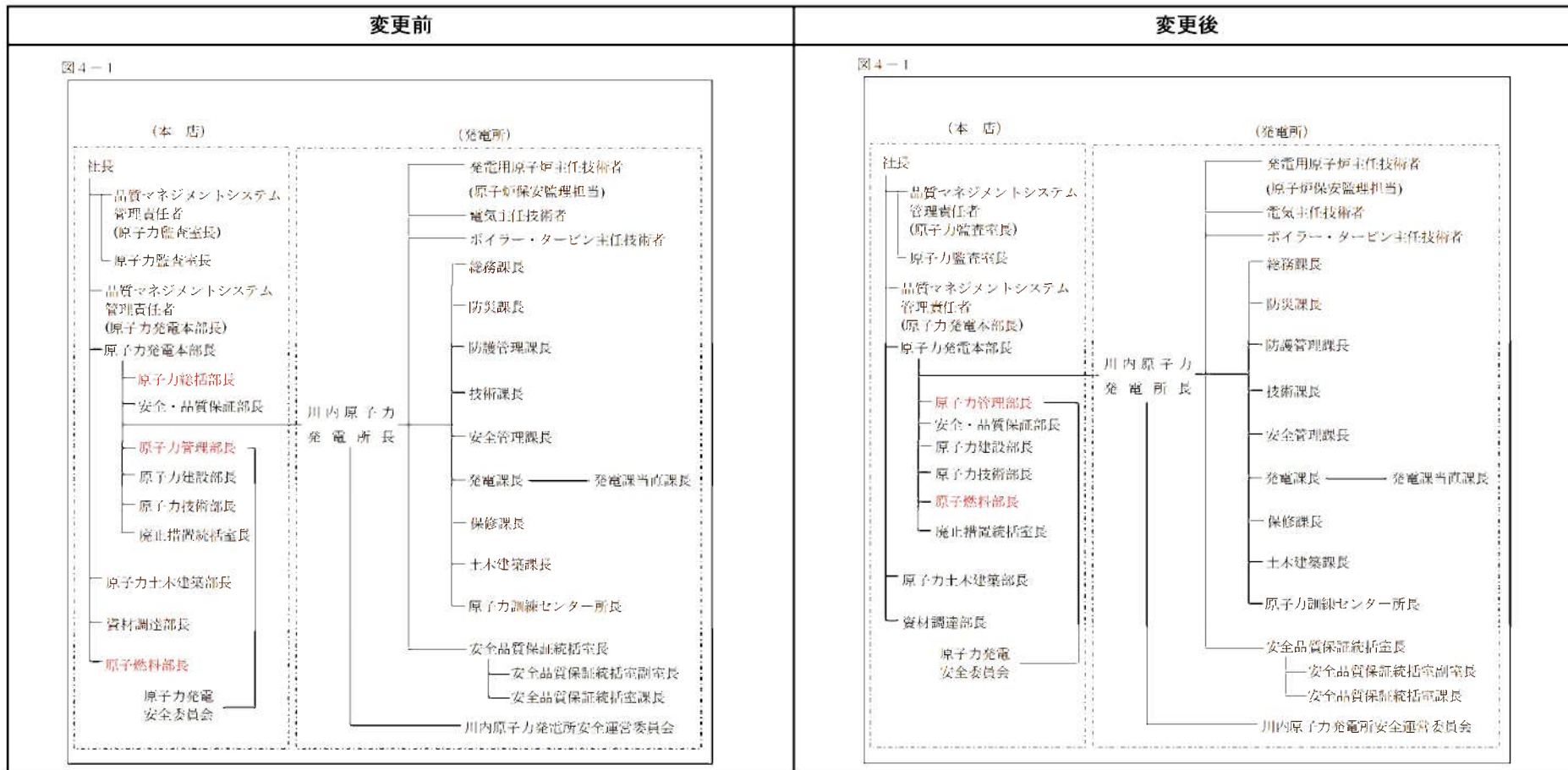
(1) 組織改正の概要について (2/3)

申請概要

組織改正に伴う変更

原子力総括部門の廃止及び原子燃料部門の原子力発電本部内への統合により、業務所掌が変更となることから、保安規定の該当条文の変更を行う。

【川内原子力発電所の例】



(1) 組織改正の概要について (3/3)

申請概要

以下の案件により保安規定変更を行い、2023年1月20日に変更認可申請を行った。

○組織改正に伴う変更

原子力総括部門を廃止し、コンプライアンス関連業務を原子力管理部門に移管するとともに、原子燃料部門を原子力発電本部内に統合することにより業務所掌が変更となることから、関連条文を変更した。

【川内原子力発電所の例】

(変更条文)

保安規定の以下の条文を変更した。

- ・第2条の2(関係法令及び保安規定の順守)
- ・第3条(品質マネジメントシステム計画)
- ・第4条(保安に関する組織)
- ・第5条(保安に関する職務)
- ・第6条(原子力発電安全委員会)
- ・第7条(川内原子力発電所安全運営委員会)
- ・第118条(施設管理計画)
- ・第131条(記録)

(2) 組織改正に伴う原子炉施設保安規定の変更内容について (1/3)

<第5条(保安に関する職務)>

- ・原子力総括部門を廃止し、コンプライアンス関連業務を原子力管理部門に移管する。
- ・原子燃料部門を原子力発電本部内に統合することから、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動の統括業務を原子力管理部門の所掌とする。

以上のことから、以下のとおり変更する。

【主な申請内容(川内原子力発電所の例)】

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(4) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(8) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>

(2) 組織改正に伴う原子炉施設保安規定の変更内容について (2/3)

<第6条(原子力発電安全委員会)>

原子力総括部門が廃止となることから、以下のとおり変更する。

【主な申請内容（川内原子力発電所の例）】

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第2節 原子力発電安全委員会及び川内原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 原子力発電安全委員会及び川内原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p>

(2) 組織改正に伴う原子炉施設保安規定の変更内容について (3/3)

以下に示す附則のとおり、原子力総括部門の廃止及び原子燃料部門の原子力発電本部内への統合に伴う変更に係る規定については、認可日以降の当社が定める日から適用する。

【主な申請内容（川内原子力発電所の例）】

(施行期日)

- 1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。
→施行期日は、認可から10日以内を記載する。

<中略>

- 3 組織改正に伴う変更に係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それ以前は従前の例による。

